

岩手県

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成18年3月

平成27年3月変更

平成29年7月変更

岩手県

用語の定義

この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 1 岩手県——盛岡市を含む岩手県内の全地域
- 2 P C B——ポリ塩化ビフェニル
- 3 P C B特措法——ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- 4 P C B 廃棄物——P C B特措法第 2 条第 1 項で定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物
- 5 P C B 使用製品——P C B特措法第 2 条第 3 項で定めるポリ塩化ビフェニル使用製品
- 6 廃棄物処理法——廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 7 保管事業者——岩手県内の事業場において P C B 廃棄物を保管する事業者
- 8 所有事業者——岩手県内の事業場において P C B 使用製品を所有する事業者
- 9 処理基本計画——P C B特措法第 6 条に基づき環境省が策定した、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画
- 10 J E S C O——中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 11 15 県——青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県
- 12 関係都県——15 県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
- 13 広域協議会——北海道及び 15 県並びに室蘭市からなる「北海道 P C B 廃棄物処理事業に係る広域協議会」
- 14 北海道 P C B 処理事業——J E S C O が室蘭市に設置した拠点的広域処理施設において行う P C B 廃棄物の広域処理事業
- 15 無害化処理認定施設——廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 で定める認定を受けた施設
- 16 計画的処理完了期限——処理基本計画で定める、保管事業者が J E S C O に対し処分委託を行う期限（高压変圧器・コンデンサー等は平成 34 年度末、安定器・汚染物等は平成 35 年度末）
- 17 処分期間——P C B特措法施行令第 6 条で定める期間（高压変圧器・コンデンサー等は平成 33 年度末、安定器・汚染物等は平成 34 年度末）
- 18 特例処分期限日——処分期間の末日から起算して一年を経過した日
- 19 高濃度 P C B 廃棄物——P C B特措法第 2 条第 2 項で定める P C B 廃棄物

- 20 高濃度PCB使用製品—————PCB特措法第2条第4項で定めるPCB使用製品
- 21 微量PCB汚染廃電気機器等——PCB廃棄物のうち、PCBを使用していないとする電子機器等であつて、微量のPCBによって汚染された絶縁油に由来するもの
- 22 低濃度PCB含有廃棄物—————PCB廃棄物のうち、PCB濃度が5,000mg/kg以下であり、微量PCB汚染廃電気機器等を除くもの
- 23 低濃度PCB廃棄物—————PCB廃棄物のうち、微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物を合わせたもの

岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

目 次

第1章 策定の趣旨及び基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節 策定の趣旨	
1 趣旨	
2 経緯	
3 今回の計画変更の趣旨	
第2節 基本方針	
第2章 PCB廃棄物の保管量、使用量、発生量及び処分量の見込み・・・・・・・・	3
第1節 PCB廃棄物の保管量及び使用量の見込み	
1 PCB廃棄物の保管量	
2 PCB使用製品の使用量	
第2節 PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み	
第3節 PCB廃棄物の処分実績及び進捗率	
第3章 PCB廃棄物の処理体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第1節 処理体制の現状	
1 処分体制	
2 収集運搬体制	
第2節 処理体制確保のための方策	
1 適正保管のための方策	
2 適正な収集運搬のための方策	
3 適正な処分のための方策	
第3節 広域的な処理体制に関する事項	
第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第1節 保管状況等の情報の収集整理	
第2節 計画的処理の推進方策	
第3節 県民への情報提供	
第4節 関係者に対する適正な保管および処理の指導	
第5節 その他必要な処理の推進方策	
1 関係機関の責務と役割	
2 その他の重要事項	

第1章 策定の趣旨及び基本方針

第1節 策定の趣旨

1 趣旨

この計画は、PCB特措法第7条に基づき、岩手県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 経緯

PCBは、絶縁性、不燃性などの特性により変圧器、コンデンサーといった電気機器をはじめ幅広い用途で使用されてきたが、昭和43年にはカネミ油症事件が発生して、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降はその製造が行われず、使用を終えたものはPCB廃棄物として廃棄物処理法に基づき、適正な保管が義務付けられている。

また、PCB廃棄物の処理に関しては、処理施設の設置に関し周辺住民の理解が十分に得られなかったこと等から、その処理体制の整備が著しく停滞し、約30年もの長期にわたりほとんど処理が進まず、長期保管が継続する中で、高圧変圧器や高圧コンデンサー等のPCB廃棄物の紛失や行方不明等が国の調査で明らかになり、PCBによる環境汚染の拡大等が懸念されている。

一方、PCBに係る国際的な動きとしては、残留性有機汚染物質（POPs）による地球環境汚染を防止するため、PCBを含む12種類の残留性有機汚染物質の全廃（平成37年までに使用停止、平成40年までに処分完了）を内容とする「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が平成13年5月にストックホルムにおいて採択されたところであり、わが国においては平成14年7月に国会で承認、翌8月には条約加入を果たしている。

このような状況から、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日にPCB特措法が公布され、同年7月15日から施行された。この法律の施行により、PCB廃棄物の保管事業者は、平成28年までに適正に処分することが義務付けられた。また、国は、PCB特措法第6条に基づき、平成15年4月に処理基本計画を策定し、日本環境安全事業株式会社法（現中間貯蔵・環境安全事業株式会社法）により設立したJESCOが北海道、東京、豊田、大阪及び北九州の全国5ヶ所にPCB処理施設を整備した。

本県を含む北関東、甲信越、東北及び北陸15県の高濃度PCB廃棄物については、JESCO北海道事業所において処理されることとなり、平成16年7月には、北海道及び15県並びに室蘭市からなる広域協議会が設置され、PCB廃棄物処理の安全対策に関する事項、PCB廃棄物の収集運搬に関する事項など、北海道PCB処理事業の安全の確保及び運搬に係る調整を図ることとした。

高圧変圧器等（PCBを使用した高圧変圧器及び高圧コンデンサー並びにこれらと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったものをいう。）及び廃PCB等（廃PCB及びPCBを含む廃油をいう。）の処理が平成20年から開始され、安定器・汚染物等の処理が平成25年9月から開始された。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理によるPCB廃棄物の処理は、処理対象物の多様性・複雑性・作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、処理の進捗に遅れが生じ、当初国の基本方針で予定していた平成28年3月までの処理事業の完了が困難な状況となった。

一方、PCB特措法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出される場合があることが判明したことを受けて、平成21年に、

廃棄物処理法において無害化処理認定制度の対象に微量PCB汚染廃電気機器等が追加され、平成24年には低濃度PCB含有廃棄物が追加された。これら無害化処理認定制度の対象となった低濃度PCB廃棄物については、当該制度を活用し、処理体制を確保することとされた。

このような経緯を踏まえ、国では、PCB特措法の処理期限を平成39年3月31日まで延長するとともに、処理基本計画策定後10年が経過したことを契機に、今後のPCB廃棄物の適正処理推進策について検討した。その結果、ストックホルム条約で定める処理期限を守り、一日も早く日本全体のPCB廃棄物を処理するために、JESCOの全国5か所のPCB処理事業所の処理能力を最大限活用し、従来の事業対象地域を越えて処理を行うこと、事業の処理完了期限を延長することなどについて、処理施設立地自治体の承諾を得て、平成26年6月に処理基本計画を変更した。

当該計画においては、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限として「計画的処理完了期限」が設けられ、北海道PCB処理事業においては、変圧器・コンデンサーは平成34年度末、安定器等・汚染物については平成35年度末とされた。

3 今回の計画変更の趣旨

国において、平成28年5月にPCB特措法を改正し、同年7月には処理基本計画を変更し、処理期限が明確化されたことを踏まえて本県としても本処理計画を変更するものである。

第2節 基本方針

この計画の基本方針は、処理基本計画等を踏まえ、次のとおりとする。

- (1) 岩手県内のPCB廃棄物及びPCB使用製品の全てをPCB特措法に定める期限である平成38年度末までに処理すること。
- (2) 高濃度PCB廃棄物のうち、高圧変圧器・コンデンサー等については、保管事業者は処分期間である平成33年度末までに、安定器・汚染物等については平成34年度末までに北海道PCB処理事業で処理すること。ただし、特例処分期限日までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する保管事業者にあつては、高濃度PCB廃棄物の自ら処分又は他人への処分委託を、処分期間に代えて特例処分期限日までに行うこと。
- (3) 高濃度PCB使用製品のうち高圧変圧器・コンデンサー等については、所有事業者は処分期間である平成33年度末までに、安定器・汚染物等については平成34年度末までに廃棄すること。ただし、特例処分期限日までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する所有事業者にあつては、高濃度PCB使用製品の廃棄を、処分期間に代えて特例処分期限日までに行うこと。
- (4) 低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分業の許可を有する者の処理施設や、無害化処理認定施設において、平成38年度末までに処理すること。
- (5) 国、JESCO、関係地方公共団体、保管事業者、所有事業者、収集運搬業者及び電気保安関係等の事業者等の関係者の連携・協力により、適切な保管と処理の推進を図ること。
- (6) 北海道PCB処理事業等での計画的な処理や安全で効率的な収集運搬を確保するため、関係機関の協力の下、収集運搬体制を整備すること。
- (7) 岩手県PCB廃棄物処理計画を実行性のあるものとするため、毎年、計画の進捗状況を点検するとともに、国の処理基本計画の見直しやPCB廃棄物の処理体制の整備状況等を考慮して、必要に応じて見直しを行うこと。

第2章 PCB廃棄物の保管量、使用量、発生量及び処分量の見込み

第1節 PCB廃棄物の保管量及び使用量の見込み

PCB特措法第8条の規定により、保管事業者は、毎年度、保管状況等を都道府県知事に届け出ることが義務付けられている。

この届出を集計した岩手県内のPCB廃棄物の保管量等は、次のとおりである。

1 PCB廃棄物の保管量

PCB廃棄物の保管量は表1のとおり。

表1 岩手県内のPCB廃棄物の保管状況（平成28年3月31日現在）

保管量(A)	廃棄物／製品の種類	単位	県(盛岡市除く)		盛岡市		県全体	
			事業場数	数量	事業場数	数量	事業場数	数量
高濃度	高圧トランス	台	2	5	5	12	7	17
	低圧トランス	台	0	0	0	0	0	0
	柱上トランス	台	0	0	0	0	0	0
	高圧コンデンサ	台	76	409	23	31	99	440
	低圧コンデンサ	台	10	563	5	307	15	870
	安定器	個	97	13,648	44	8,396	141	22,044
	PCB	kg	4	1	0	0	4	1
	PCBを含む油	kg	3	244	3	16	6	260
	感圧複写紙	kg	0	0	1	14	1	14
	ウエス	kg	6	83	2	3	8	86
	その他の機器等	台	4	5	0	0	4	5
	汚泥	kg	2	903	0	0	2	903
	その他	kg	6	1,885	4	18	10	1,903
低濃度	高圧トランス	台	65	225	0	0	65	225
	低圧トランス	台	12	24	0	0	12	24
	柱上トランス	台	2	4	1	5	3	9
	高圧コンデンサ	台	57	103	0	0	57	103
	低圧コンデンサ	台	10	383	0	0	10	383
	その他の機器等	台	305	1,846	99	573	404	2,419
	PCBを含む油	kg	31	13,633	14	6,128	45	19,761
	感圧複写紙	kg	1	53	0	0	1	53
	ウエス	kg	42	636	9	749	51	1,385
	汚泥	kg	6	7,623	4	2,534	10	10,157
	その他	kg	42	51,245	12	3,237	54	54,482

2 PCB使用製品の使用量

PCB使用製品の使用量は表2のとおり。

表2 岩手県内のPCB使用製品の使用状況（平成28年3月31日現在）

使用量(B)	廃棄物／製品の種類	単位	県(盛岡市除く)		盛岡市		県全体	
			事業場数	数量	事業場数	数量	事業場数	数量
高濃度	高圧トランス	台	2	4	1	1	3	5
	低圧トランス	台	0	0	0	0	0	0
	柱上トランス	台	0	0	0	0	0	0
	高圧コンデンサ	台	5	47	2	2	7	49
	低圧コンデンサ	台	0	0	1	0	1	0
	安定器	個	7	605	3	101	10	706
	PCB	kg	0	0	1	4	1	4
	PCBを含む油	kg	0	0	0	0	0	0
	感圧複写紙	kg	0	0	0	0	0	0
	ウエス	kg	0	0	0	0	0	0
	その他の機器等	台	0	0	0	0	0	0
	汚泥	kg	0	0	0	0	0	0
	その他	kg	0	0	0	0	0	0
低濃度	高圧トランス	台	61	124	0	0	61	124
	低圧トランス	台	12	15	0	0	12	15
	柱上トランス	台	5	5	0	0	5	5
	高圧コンデンサ	台	10	13	0	0	10	13
	低圧コンデンサ	台	0	0	0	0	0	0
	その他の機器等	台	127	234	53	136	180	370
	PCB	kg	1	0	0	0	1	0
	PCBを含む油	kg	0	0	1	0	1	0
	感圧複写紙	kg	0	0	0	0	0	0
	ウエス	kg	0	0	0	0	0	0
	汚泥	kg	0	0	0	0	0	0
	その他	kg	2	2	0	0	2	2

第2節 PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み

PCB使用製品も将来的にはPCB廃棄物となることから、表3のとおり、PCB廃棄物の保管量(表1)とPCB使用製品の使用量(表2)の合計を今後のPCB廃棄物の発生量とし、これらが処分期間内に全量処分されるものとして、処分量の見込みを算出するものとする。

表3 岩手県内のPCB廃棄物の処分量の見込み(平成28年3月31日現在)

処分見込み量 (A+B)	廃棄物/製品の種類	単位	県(盛岡市除く)		盛岡市		県全体	
			事業場数	数量	事業場数	数量	事業場数	数量
高濃度	高圧トランス	台	4	9	6	13	10	22
	低圧トランス	台	0	0	0	0	0	0
	柱上トランス	台	0	0	0	0	0	0
	高圧コンデンサ	台	81	456	25	33	106	489
	低圧コンデンサ	台	10	563	6	307	16	870
	安定器	個	104	14,253	47	8,497	151	22,750
	PCB	kg	4	1	1	4	5	5
	PCBを含む油	kg	3	244	3	16	6	260
	感圧複写紙	kg	0	0	1	14	1	14
	ウエス	kg	6	83	2	3	8	86
	その他の機器等	台	4	5	0	0	4	5
	汚泥	kg	2	903	0	0	2	903
	その他	kg	6	1,885	4	18	10	1,903
低濃度	高圧トランス	台	126	349	0	0	126	349
	低圧トランス	台	24	39	0	0	24	39
	柱上トランス	台	7	9	1	5	8	14
	高圧コンデンサ	台	67	116	0	0	67	116
	低圧コンデンサ	台	10	383	0	0	10	383
	その他の機器等	個	432	2,080	152	709	584	2,789
	PCBを含む油	kg	32	13,633	15	6,128	47	19,761
	感圧複写紙	kg	1	53	0	0	1	53
	ウエス	kg	42	636	9	749	51	1,385
	汚泥	kg	6	7,623	4	2,534	10	10,157
	その他	kg	44	51,247	12	3,237	56	54,484

第3節 PCB廃棄物の処分実績及び進捗率

PCB廃棄物の処分実績と進捗率を表4に示す。

表4 岩手県内のPCB廃棄物の処分実績及び進捗率(平成28年3月31日現在)

区分	種別	単位	総量	処分実績	処分見込量	進捗率
高濃度	電気機器類	台	3,991	2,610	1,381	65%
	安定器	個	40,103	17,353	22,750	43%
	廃PCB	kg	5	0	5	0%
	その他汚染物	kg	18,696	15,525	3,171	83%
低濃度	電気機器類	台	4,400	710	3,690	16%
	その他汚染物	kg	135,427	49,587	85,840	37%

第3章 PCB廃棄物の処理体制の確保

第1節 処理体制の現状

1 処分体制

国は、JESCOを活用して関係地方公共団体と調整を行い、拠点的な広域処理施設の整備を進めた。

平成13年11月に北九州市に西日本17県分を処理する事業が我が国で最初に認可され、その後、愛知県豊田市、東京都における事業が、平成15年2月19日には大阪事業及び室蘭市における北海道事業が認可された。その後、対象区域を拡大することとなった北海道PCB処理事業の実施については、平成16年6月30日、環境大臣から、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」の中で認可を受け、これにより、北九州市、大阪市、東京都、愛知県豊田市、北海道室蘭市の拠点的な広域処理施設において処理する体制が整備された。

北海道PCB処理事業においては、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限とし

て、計画的処理完了期限が設けられており、高圧変圧器・コンデンサー等の処分の期限は「平成 35 年 3 月 31 日」であり、安定器・汚染物等の処分の期限は「平成 36 年 3 月 31 日」とされた。加えて、今後、廃棄物として処理が必要となる PCB 使用製品や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられている。

また、北海道 PCB 処理事業で処理できない大型変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部については、それぞれ東京 PCB 処理事業及び大阪 PCB 処理事業において、計画された期限までに処理することとされた。

なお、低濃度 PCB 廃棄物の処理については、特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度に加え、無害化処理認定制度を活用し、処理体制を確保する体制とされた。

表 5 拠点的広域処理施設の整備状況

事業名	北海道		大阪	東京
事業場所	北海道室蘭市仲町		大阪府大阪市此花区北港白津 2 丁目	東京都江東区青梅 3 丁目地先
施設能力	1.8 t/日 (PCB 分解量)	12.2 t/日 (安定器・汚染物量)	2.0 t/日 (PCB 分解量)	2.0 t/日 (PCB 分解量)
対象物	大型変圧器・コンデンサー等 (特殊コンデンサーの一部及び大型変圧器の一部を除く。)	安定器及び汚染物等	特殊コンデンサーの一部	大型変圧器の一部
計画的処理完了期限	H35.3.31	H36.3.31	H34.3.31	H35.3.31
事業終了準備期間	H35.4.1～ H38.3.31	H36.4.1～ H38.3.31	H34.4.1～ H37.3.31	H35.4.1～ H38.3.31

2 収集運搬体制

PCB 廃棄物の適正処理を推進していくためには、処理施設の安全性に加え、PCB 廃棄物の収集運搬についての安全性確保も重要である。特に、北海道 PCB 処理事業では処理対象区域が広いことから、運搬距離が長く、また、冬期間の凍結路面の輸送リスクもあり、地域特性を考えた十分な検討が必要である。また、様々な形態で保管されている PCB 廃棄物を本県から処理施設へ運搬することから、運搬費用をできるだけ抑えるために、効率的な運搬の確保に努め、保管事業者の収集・運搬に要する負担を軽減することが重要である。

国においては、平成 14 年 3 月に「PCB 廃棄物収集運搬の基本的考え方 (案)」を公表し、その後、平成 14 年度に各方面の専門家を集め、「PCB 廃棄物収集運搬技術調査検討会」を開催し、PCB 廃棄物の保管事業者や収集運搬業者などが留意すべき事項について検討しており、これらの結果を踏まえ、平成 16 年 3 月に「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」(平成 23 年 8 月改訂)を策定した。

さらに、同ガイドラインを基本とし、安全かつ効率的な PCB 廃棄物の収集運搬を実施するための実務的な手引きとして、「岩手県 PCB 廃棄物収集運搬実務要領」を策定し、安全性の確保を図っている。

また、低濃度 PCB 廃棄物については、国が平成 25 年 6 月に「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」を策定している。

これらのガイドラインでは、PCB 廃棄物が長期にわたり保管されてきた実状等を踏まえ、積み込み及び積下し等収集運搬の各段階における PCB 廃棄物の取り扱いに係る留意事項、運搬

容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策を講じさせることにより事故等の未然防止を図ることができるようにするとともに、事故時等の緊急時における対応方策についても明らかにしているところである。

第2節 処理体制確保のための方策

1 適正保管のための方策

PCBは、長期にわたって保管が続けられてきたことや様々な製品に使用されてきたこと等から、保管実態を把握することは容易ではないものの、PCB特措法により保管の届出が義務化されたこと等から、これらの実態が明らかにされつつある。引き続き、立入検査等による未届事業者の発見や、不明・紛失に関する追跡調査等を徹底していくとともに、保管状況が悪く環境中へ漏出等するおそれがある場合には、行政処分等の措置を講ずることが必要である。

このため、本県では、PCB廃棄物が処理されるまでの間、保管事業者による適正な保管が行われるよう立入検査等を強化するとともに、保管している機器のPCB含有量などの実態を把握するよう地域ごとの説明会を通じて周知し、JESCOで処理するために必要な登録をしていない保管事業者に対して登録を指導する。

2 適正な収集運搬のための方策

北海道PCB処理事業の実施にあたっては、積雪寒冷地域においては、冬期間（12月～3月）に交通事故が多く発生しており、PCB廃棄物の運搬においても、これらによる危険をできるだけ回避する方策を検討する必要がある。

そのため、安全で安心できる収集運搬の手段、ルートなどについては、地域の実情を勘案して検討されるべきものであることから、国が策定した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を基本とし、PCB廃棄物の収集運搬の実務的な手引書として策定した「岩手県PCB廃棄物収集運搬実務要領」等を踏まえ、運搬手段や運搬経路、収集運搬業者等に対する指導方針、及び緊急時の連絡体制等について十分な協議・調整を行い、必要な情報の共有及び連携して収集運搬の状況の監視、指導や緊急時の対応を行い、適正な収集運搬を確保することとする。

低濃度PCB廃棄物の収集運搬については、国が策定した「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づき適正に行うよう、関係者に対して指導する。

3 適正な処分のための方策

北海道PCB処理事業の実施にあたっては、北海道は、室蘭市やJESCOと協議を行い、PCBなどの具体的な測定項目やその測定地点、測定機関及び頻度などを定める「北海道PCB処理事業に係る環境モニタリング計画」を策定し、適正な環境モニタリングの実施を行うこととしており、環境モニタリングの実施に際して、広域協議会において協議や調整等に協力し、拠点的広域処理施設の環境保全対策を図ることとする。

低濃度PCB廃棄物の処分については、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度又は無害化処理認定施設を活用して処理することとし、県内でこれらの許可又は認定を受けようとする者に対し、技術的な助言を行うとともに、適切な処分の実施を指導することとする。

第3節 広域的な処理体制に関する事項

本県のPCB廃棄物については、JESCO北海道PCB処理事業所の拠点的広域処理施設又

は無害化認定施設等において処理を行うこととしている。

本県としては、北海道及び関係地方公共団体と連携して、計画的かつ適正な収集運搬と処理を進めることとする。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進方策

第1節 保管状況等の情報の収集整理

県及び盛岡市は、PCB特措法に基づく届出がされていないPCB廃棄物及びPCB使用製品の保有状況について、国、JESCO及び電気保安関係等の事業者等と連携し、掘り起こし調査を行うことにより把握し、未届出PCBの保管事業者及び所有事業者に対し必要な指導等を行う。

掘り起こし調査については、国が策定した「未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起こし調査マニュアル」に基づき実施することとし、平成32年度内の調査完了を目標とする。

第2節 計画的処理の推進方策

北海道PCB処理事業の処理対象区域は、広い範囲にわたることから、各地域で保管されているPCB廃棄物や未処理のPCB使用製品を効率的に収集運搬、処理することが必要である。このため、確実に期間内に処理するためには、次のとおり、PCB廃棄物を輸送、処理するための準備と処理の実施を保管事業者及び所有事業者の十分な理解のもとに計画的かつ効率的に進めていく必要がある。

- (1) 処理実施計画を策定したときは速やかに公表するとともに、関係機関と協力して、処理予定の保管事業者や所有事業者に対する処理の必要性、収集運搬や処理の方法に関する説明会を開催するなどして、処理に向け十分な事前の周知を図る。
- (2) JESCOにおける計画的処理完了期限を見据えて処理量の平準化と地域性を考慮し、毎年度、広域協議会で協議、調整により、処理量の検討を行ったうえで、処理実施計画を策定して計画的に処理を行う。
- (3) 処理実施計画に基づいて処理することを基本とするが、保管状況等によって早期の処理が必要な場合や大型PCB機器の搬入など処理施設の合理的な運転上必要な場合などは、処理実施計画外でも収集運搬、処理ができる合理的、弾力的な運用を行う。

第3節 県民への情報提供

保管事業者及び所有事業者から提出されたPCB特措法に基づく保管等の届出書を、縦覧等により県民に対し公開するとともに、PCB特措法の内容やPCB廃棄物の処理方法等について、インターネット等により広く情報提供する。

第4節 関係者に対する適正な保管及び処理の指導

1 県内における早期処理の促進

(1) 事業者に対する監視及び指導

保管事業者及び所有事業者に対して、PCB特措法に基づく事業者の義務の履行状況、廃棄物処理法に基づく保管基準、委託基準及び処理基準を遵守しているかについて確認を行い、必要な指導又は措置等を講じる。

また、PCB特措法に基づく処分期間内又は特例処分期限日までに処分を完了する計画であるかを確認し、処理計画の策定について指導する。

(2) 事業者に対する改善命令

処分期間内又は特例処分期限日までに処分されない高濃度PCB廃棄物については、PCB特措法第12条の規定に基づき、保管事業者に対して改善命令を発出し、処理を確実に進める。

また、処分期間内又は特例処分期限日までに廃棄されない高濃度PCB使用製品及び高濃度PCB使用電気工作物については、PCB特措法第18条第3項及び同法第20条第2項の規定に基づき、これをPCB廃棄物とみなしたうえで改善命令の対象とする。

2 地方自治体が保管・所有するPCB廃棄物の率先処理等

県は、自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の保管・所有実態を確実に調査し、その状況を定期的に公表するとともに、率先して処分委託・廃棄に努めることとする。なお、県内の市町村に対しても同様に確実な把握を求め、その状況について、県の状況と合わせて公表することとする。

また、県及び市町村は、自ら保有する低濃度PCBを含む可能性がある機器等について、PCB濃度等の確認を確実にを行うとともに、早期に低濃度PCB使用製品を廃棄し、処分することとする。

第5節 その他必要な処理の推進方策

1 関係機関の責務と役割

PCB廃棄物の処理については、JESCO、本県、保管事業者、所有事業者、収集運搬業者など多くの関係者が、以下のような責務と役割を認識し、連携・協力して効率的かつ計画的に推進しなければならない。

(1) JESCOの責務と役割

- ア 安全性を確保した処理施設の設置と処理事業の実施
- イ PCB処理情報センターの運営・管理など積極的な情報公開
- ウ 北海道、室蘭市との環境保全協定の遵守
- エ 北海道PCB処理事業に係るモニタリングの実施とその情報提供
- オ 安全性に関する住民に対する説明
- カ 北海道PCB処理事業に係る広域協議会の運営への協力

(2) 岩手県の責務と役割

- ア PCB特措法に基づく保管及び処分実態の把握・公表と適正保管のための保管事業者等への指導の徹底
- イ 国の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、北海道が策定する「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」、JESCOが策定する受入計画を踏まえた指導監督
- ウ 北海道PCB処理事業に係る広域協議会における協議・調整
- エ 安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者の調整及び指導監督並びに安全対策の周知徹底
- オ 北海道PCB処理事業に係る情報の提供
- カ PCB廃棄物処理基金の造成及びPCB処理に関する普及啓発
- キ 未届PCB廃棄物等の把握
- ク PCB廃棄物等の期限内の処分完了のための早期処理に向けた指導
- ケ 「北海道地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」を活用した関係者との連携強化
- コ 県が自ら保管・所有するPCB廃棄物等の率先処理等

- (3) 市町村の責務と役割
 - ア 住民及び保管事業者へのPCB関係情報の提供
 - イ 市町村が自ら保管・所有するPCB廃棄物等の優先処理等
- (4) 保管事業者・所有事業者の責務と役割
 - ア PCB廃棄物の適切な保管及び期限内処分の実施
 - イ PCB特措法に基づく保管及び処分に関する届出
 - ウ 電気事業法に基づく、対象電気工作物の廃止見込み等の管理状況の届出
 - エ 計画的な収集運搬及び処分に関する施策への協力
- (5) 収集運搬業者の責務と役割
 - ア 廃棄物処理法施行令に定める特別管理産業廃棄物収集運搬基準等の関係法令の遵守
 - イ 計画的な収集運搬及び処分に関する施策への協力
 - ウ 国の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」並びに「岩手県PCB廃棄物収集運搬実務要領」等に基づく安全かつ確実な収集運搬の実施
- (6) 低濃度PCB廃棄物の処分業者の責務と役割
 - ア 安全性を確保した処理施設の整備・維持管理と処理事業の実施
 - イ 処理状況やモニタリング情報など周辺住民等に対する積極的な情報公開
 - ウ PCB廃棄物処理に係る岩手県の施策への協力
- (7) 電気保安関係者の責務と役割
 - ア 国や都道府県市による掘り起こし調査への協力
 - イ 早期処理に向けた効果的な普及啓発活動への協力
 - ウ 「北海道地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」への参画及び関係者との連携強化等

2 その他の重要事項

- (1) 地元自治体への協力
 - 北海道PCB処理事業における室蘭市の重要な貢献を認識し、PCB廃棄物の適正な処理等に関し、可能な限り協力等を行う。
- (2) 広域的なリサイクルの推進
 - 北海道及び関係地方公共団体と連携して、本県における環境産業などを活用し、広域的なリサイクルの推進について、情報交換等の取組を行う。